

「認知症の診断に関する専門部会」の検討状況について

1 事故救済制度に係る診断について

- 診断助成制度開始前（平成 31 年 1 月 27 日まで）に国内医療機関で診断を受けている者が事故救済制度に登録できる期限を再度延長（令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間）し、引き続き事前登録を推進する。
- また、第 2 段階医療機関または認知症疾患医療センター以外の国内医療機関で認知症と診断された者の登録期限についても 1 年間延長する（検査費用の助成は対象外）。

2 診断助成制度の実施状況について

- 第 1 段階の医療機関を市内かかりつけ医が担っていることにより、身近な地域の医療機関で認知機能検診を受けることができ、かつ、かかりつけ医が第 2 段階を推奨することで精密検査の受診が促進され、良好な実績につながっている。
- 精密検査で「認知症でない」と診断された方であっても、うつ病が疑われる場合には、適切な医療や相談窓口につながるよう検討してほしい。
- 第 2 段階の医療機関では診療ガイドラインに従って診断していると認識しているが、アルツハイマー型認知症における血管障害の診断の必要性など、統計をとるための基準の見直し等を検討してはどうか。
- 診断助成の制度としては、2 段階で実施しているこれまでの仕組みを次期に継続したうえで、検診等に関する検討事項については引き続き議論すべき。

3 診断助成制度の利用者アンケート結果について

- 診断助成制度に対して前向きな結果。国における制度創設に資してほしい。
- 市民にとっても、診断助成制度ができたことにより、安心して暮らせるという感触を持たれていると分かる。よい制度であり、市民に根付きつつあると感じた。
- 制度利用者は、受診券が届いてから早期に第 1 段階の受診しており、また第 1 段階を受診してから第 2 段階の受診までの間も、担っている医療機関のおかげもあって長期の待ち時間は生じていないことが分かる。
- 受診後の気持ちや行動の変化で「きちんと診断がついて良かった」とあり、認知症の診断が市民に受け入れられている、受診して良かったと感じていると感じる。
- 今後、「認知症の人にやさしいまちづくり条例」の目的に沿って診断後支援を考えていく必要がある。認知症の方の意思決定を支援する専門家や、傾聴できる場でカウンセリングができるよう専門的・具体的な人材バンクのようなものが必要ではないか。